

01 対象エリアについて

1 横浜駅

横浜駅周辺地区は、世界が注目し、横浜が目的となる新しい都心を目指す。都心臨海部の一地区に位置付けられています。横浜地元地権者及び学識経験者によって取りまとめられたエキサイトよこはま22に基づき、国際都市横浜の玄関口を実現するため、官民協働の取組みで大改造計画が進んでいます。



2 エキサイトよこはま22 エリアマネジメント協議会の取組み

横浜駅周辺地区のエリアマネジメントを担う組織として、民間相互または民間と行政等の複数の主体の連携・協働を通じて、災害安全性の実現、国際交流都市の実現及び国際競争力の強化、都市間競争への対応等による横浜駅周辺地区の新たな価値を創出するとともに、魅力ある横浜の実現を目指し、まちづくり活動に取り組んでいます。

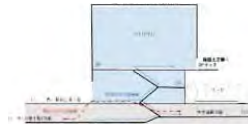
3 (通称)馬の背解消事業

前述したように「エキサイトよこはま22」に定められた公共施設整備の整備事業として、横浜中央自由通路と横浜駅西口地下街内の公共地下歩道を駅ビル事業者が計画する(仮称)横浜駅西口駅ビルの地下1階通路を介して円滑に接続し、横浜駅直近部の利便性と安全性を向上させ、回遊性を確保した歩行者ネットワークを整備する事業です。

[現在]



[将来]



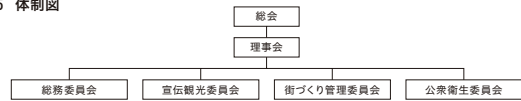
4 工事中の状況

昨年秋の(仮称)横浜駅西口駅ビルと(通称)馬の背解消事業が着工され、事業自体はスケジュールどおり進捗しています。一方、仮囲いについては後述する[07 設置範囲と周辺環境について]の形態1の現状となっており、ここでは右下写真のような渋滞が発生しています。



5 エリアマネジメント組織(横浜駅西口振興協議会)

- 1 目的 横浜駅西口周辺地区の事業の発展振興を図るとともに、関係者、関係団体による協力態勢を確立し、横浜市の経済並びに観光の進展に寄与することを目的としています。
- 2 組織メンバー 相鉄ホールディングス株式会社 株式会社高島屋 株式会社横浜ステーションビル 株式会社相鉄アーバンクリエイト 横浜ジョイナス 株式会社横浜岡田屋 など 全20社(平成27年12月1日現在)
- 3 今後の展望 今後エリアマネジメントにさらに積極的に取り組むべく、組織の在り方や活動について、現在様々な検討、取組みをおこなっていく予定です。
- 4 具体的な取組 イベントの実施、防犯防火防災活動、西口駅前広場環境改善活動 他
- 5 体制図



02 目的について

横浜駅周辺地区は、エキサイトよこはま22に基づき、官民協働の取組みで大改造計画が進んでいます。
横浜駅西口振興協議会では、基盤整備や環境改善、イベント等における賑わいづくりに取り組んできました。今後エリアマネジメントにさらに積極的に取り組むべく、組織の在り方や活動について、現在様々な検討、取組みをおこなっております。今回広告の設置を検討しております、西口の大階段工事(通称)馬の背解消事業は、将来の西口への改変の第1ステージであり、この仮囲いをエリアマネジメントの取組みによって、横浜らしいデザイン性が高く、工事中も横浜駅利用者にとって利用しやすい駅前を目指すため活用したいと考えております。

1 横浜の将来像や工事の状況発信による 横浜駅西口利用者(市民、来街者)の利便性向上

横浜駅西口利用者(市民、来街者)には、(通称)馬の背解消事業の必要性、事業完成後の利便性向上がなされること等も来街者に知られていない現状もあり、きちんと伝える必要があります。

2 横浜らしい、デザイン性の高い仮囲いにすることによる 横浜駅周辺の情報発信と横浜のブランド価値向上

横浜駅は6社9路線の鉄道が乗り入れ、多数のバス路線も発着する大ターミナル駅であるとともに、飛行機や新幹線、客船利用者の利便性も高い、国際都市横浜の玄関口にふさわしい横浜駅をエリアマネジメントの一環として発信していきます。

3 サインなどの情報掲示により、適切な待ち合わせ場所へ 人の流れを誘導することによる安全確保

平成32年度の竣工を目指し進捗している(通称)馬の背解消事業において、現在工事による交通導線が狭間で、かなりの渋滞を起こしており、危険性を回避するためにサインなどの情報掲示の強化が必要となっています。

03 デザインコンセプトについて

目的を達成するために、仮囲いのコンセプトを考案しました。
今回のプロジェクトコンセプトは下記の通りです。

[MACHIAWASE]

MACHIAWASEには、3つの意味が隠されています。

1

街 + 幸せ

街に集う人が幸せになるように
「MACHIAWASE」

現在、工事による閉鎖感・不便性を感じることで、横浜駅西口に行こうとする気持ちがやや薄くなっているかもしれません。また、この周辺で働く人たちにもある程度、影響が出ているかもしれません。

そんな横浜に集う人々に、**工事状況の説明**はもちろん、これから街がどうなっていくのか、ワクワクする将来像を伝えます。それにより、不便などのマイナスイメージからワクワクする期待感へとプラスのイメージに変換したいと考えています。ここに集う人々が、少しでも幸せになるために、心に訴える仮囲いを目指します。

2

街 + 合わせ

横浜駅周辺の街を知ってもらう
「MACHIAWASE」

横浜駅周辺には、いろいろな特色のある街があります。鶴屋町の飲みエリア、五番街などの若者が集まるエリア、奥横浜のような隠れた飲食エリアなど。その街を来街者に知ってもらうこと、もちろん**街のイベント情報**も、仮囲いを通して、来街者に情報を発信する仕掛けを作ります。そのためにも、まずは目に留めていただくことが大切です。インパクトあるクオリティ高い仮囲いをデザインし、「街と街」「街と人」を合わせる役割を担う仮囲いを目指します。

3

待ち + 合わせ

待ち合わせ場所としての
「MACHIAWASE」

現在、工事によって来街者に大変不便な状況を作り出しています。特に一部では、狭い歩道に多くの通行者が双方向から行き来するため、とても危険な状況が生まれています。その危険性を緩和させ、安全を確保するために、仮囲いの裏側に回っていただく**誘導の仕掛け**を検討する予定です。さらに、仮囲いの裏手に、横浜駅西口の新たな**待ち合わせスポット**を作ることで、人通りの多い場所から比較的人通りのすくない場所へ、人だまりを移す施策を考えています。工事終了後も横浜駅西口の**待ち合わせ場所となるように新たなシンボル**を生み出す仮囲いを目指します。

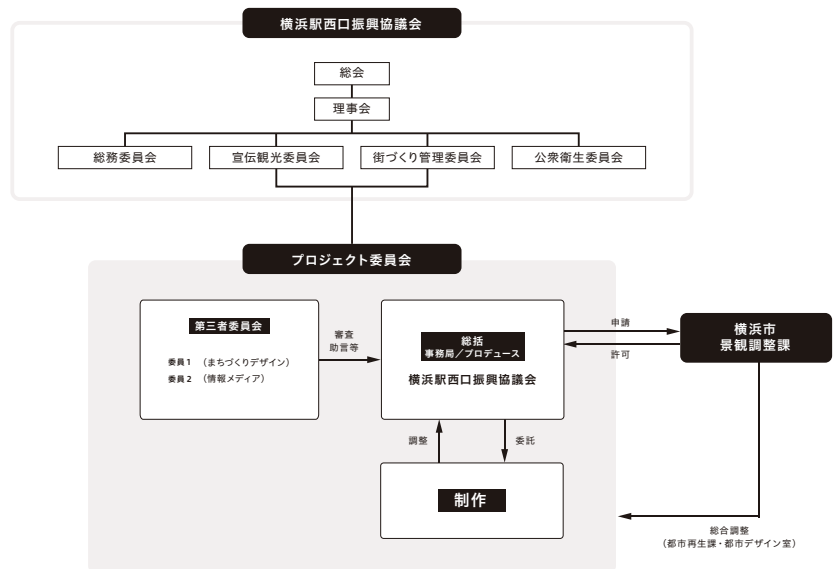
04 コンテンツについて

仮図いで発信するコンテンツは大きく4つのカテゴリに分類される予定です。



05 エリアマネジメントにおけるデザインコントロールの仕組みについて

横浜駅西口振興協議会は、これまでも横浜のターミナルとして、横浜の玄関口にふさわしいまちづくりを推進するため、横浜駅西口について基盤整備や環境改善、イベント等における賑わいづくりに取り組んできました。エキサイトよこはま22や都心臨海部再生マスタープランをうけ、今後エリアマネジメントにさらに積極的に取り組むべく、組織の在り方や活動について、現在様々な検討、取組みをおこなっております。このエリアマネジメントの取組みの一つとして、西口の価値向上を図るため、デザインコントロールの仕組みを構築してまいります。

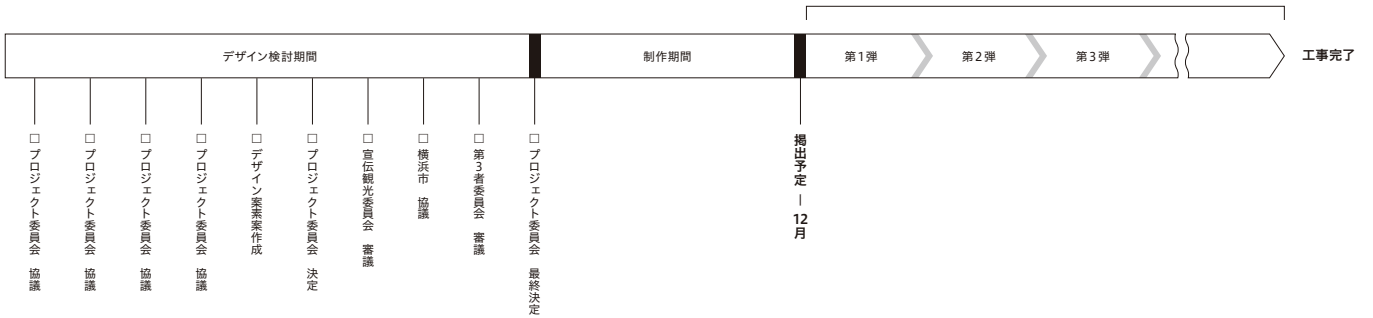


06 スケジュールについて

2016年6月下旬

プロジェクト実行
※年に2回更新

2018年冬 ※予定



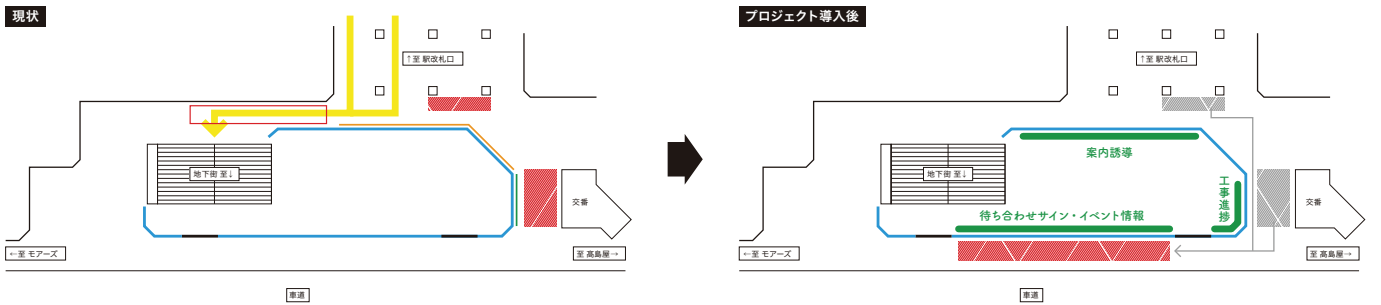
プロジェクト概要

07 設置範囲と周辺環境について

本プロジェクトの設置範囲は仮囲いの形態変化に合わせて、2016年の夏から2018年の冬までの間に4回形態を変えてゆきます。それぞれの場所で、人の動きや心理に合わせて掲載する情報の選択を行います。例えば、人に注目されやすい場所にはインパクトのある情報でひきつけ、人が立ち止まりやすい待ち合わせスポットには街の情報や工事情報を掲載します。

- プロジェクト設置範囲
- 特に人に注目される部分
- 混雑する場所・流れ
- 渋滞部分
- 立ち止まって見やすい部分
- 現状待ち合いスポット

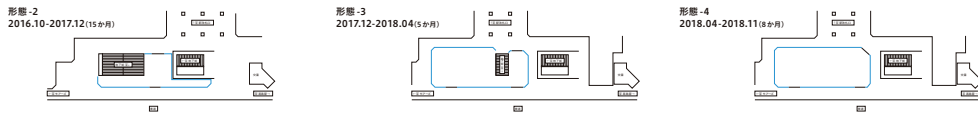
形態-1 2015.12-2016.10



特徴 改札口から右に大きな人の流れがあり、それは中央階段で地下へ下りる。
課題 赤枠部分が夕方駅に向かう人と地下街に向かう人、鶴屋町に向かう人が交差し渋滞する。待ち合わせ場所となっている交差点も人が滞留。
解決策 スムーズな流動の実現のためサインなどの情報掲示を実施、人の分散のため車道面依囲い壁面に待ち合わせ場所とした掲示を実施。
 また、工事に対する理解度向上、工事の状況の伝達や街情報などの各種情報を掲示することで解決へ。



今後の仮囲い形態変更(予定)



議案 2 横浜市屋外広告物条例第 6 条第 1 項第 2 号及び第 5 号に基づく禁止地域等の指定の追加について

(1) 日本郵船氷川丸及び横浜環状北線

1 経緯

- (1) 横浜市屋外広告物条例第 6 条第 1 項第 2 号で「文化財保護法により指定された建造物の周囲で、別に市長が指定する範囲内にある地域」には、広告物等を表示し、または設置してはならない旨規定しています。

日本郵船株式会社が所有する「日本郵船氷川丸」が、平成 28 年 3 月 11 日に開催された文化審議会文化財分科会の答申を受け、近日中に行われる官報告示を経て、重要文化財の指定を受ける運びとなりました。

- (2) 横浜市屋外広告物条例第 6 条第 1 項第 5 号で「道路、鉄道及び軌道の区域並びにこれらに接続する地域で、別に市長が指定する範囲内にある地域」には、広告物等を表示し、または設置してはならない旨規定しています。

平成 28 年度末、市道高速横浜環状北線が都筑区川向町 556-1 地内から鶴見区生麦二丁目 2036-24 地先まで開通予定です。

2 事務局としての考え

- (1) 禁止地域の設定は、一定の眺望点から望む街並み、自然、名所・旧跡等景勝地の良好な景観の形成又は風致の維持のため、当該眺望点から見える広告物等の表示・設置について規制を行おうとするものです。

本市では、重要文化財については原則建造物の周囲 50 メートルの範囲内の地域を禁止地域として指定し、高速道路は、都市高速道路（首都高速道路）の中心線から水平距離 50 メートル以内の地域（路面の高さから上へ 15 メートルまでの範囲内に限る。）、それ以外の自動車専用の一般有料道路及び東海道新幹線は道路及び鉄道の中心線から 500 メートル以内を禁止地域として指定しています。

日本郵船氷川丸の周囲は、横浜港及び山下公園となっており原則の 50 メートルを禁止地域として指定、横浜環状北線は、分類として都市高速道路であるため、道路の中心線から水平距離 50 メートル以内の地域（路面の高さから上へ 15 メートルまでの範囲内に限る。）について禁止地域として追加指定することが適当であると考えます。

○ 横浜市屋外広告物条例に基づく指定地域

横浜市屋外広告物条例（平成 23 年 3 月横浜市条例第 13 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項第 2 号、第 5 号及び第 6 号の規定により指定する地域を次のように定め、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

なお、横浜市屋外広告物条例に基づく指定地域（昭和 40 年 1 月横浜市告示第 19 号）は平成 23 年 9 月 30 日限り廃止する。

平成 23 年 8 月 5 日

横浜市長 林 文 子

- 1 条例第 6 条第 1 項第 2 号の規定により指定する地域
次に掲げる地域とする。

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）により指定された建造物又は地域（以下「文化財等」という。）の名称	文化財等の所在地又は範囲	指定地域
三溪園	中区本牧三之谷 58 番 1 号	三溪園の敷地
関家住宅	都筑区勝田町 1, 220 番地	建造物の敷地及びその周囲 50 メートルの範囲内の地域
旧横浜正金銀行本店本館	中区南仲通 5 番 60 号	建造物の周囲 30 メートルの範囲内の地域
横浜市開港記念会館	中区本町 1 番 6 号	建造物の周囲 40 メートルの範囲内の地域
旧内田家住宅	中区山手町 16 番地	建造物の周囲 50 メートルの範囲内の地域
旧横浜船渠株式会社第 2 号船渠（ドック）	西区みなとみらい 2 丁目 2 番 1 号	建造物の敷地
旧横浜船渠株式会社第 1 号船渠（ドック）	西区みなとみらい 2 丁目 7 番 10 号	建造物の敷地

- 2 条例第6条第1項第5号の規定により指定する地域次に掲げる地域とする。

道路、鉄道又は軌道（以下「道路等」という。）の名称	指 定 地 域	
	道路等の区域	道路等に接続する地域
国道 466 号線（第 3 京浜道路）	横浜市内の区域	道路の中心線から水平距離 500 メートル以内
高速自動車国道東海自動車道（東名高速道路）	横浜市内の区域	道路の中心線から水平距離 500 メートル以内の地域
国道 1 号（横浜新道）	保土ヶ谷区常盤台41番地先から戸塚区上矢部町 3,053 番の 3 地先までの区域	道路の中心線から水平距離 500 メートル以内の地域
国道 16 号（保土ヶ谷バイパス・大和バイパス）	町田市側市境から保土ヶ谷区狩場町までの区域	道路の中心線から水平距離 500 メートル以内の地域
国道 16 号（横浜横須賀道路）	保土ヶ谷区狩場町から返子市側市境まで及び金沢区釜利谷町から金沢区並木三丁目 2 番地の 7 地先までの区域	道路の中心線から水平距離 500 メートル以内の地域
県道高速横浜羽田空港線（高速神奈川 1 号横羽線）	中区本牧ふ頭から川崎市側市境までの区域	道路の中心線から水平距離 50 メートル以内の地域（路面の高さから上へ 15 メートルまでの範囲内に限る。）
県道高速湾岸線（高速湾岸線）	金沢区並木三丁目 2 番地の 7 地先から川崎市側市境までの区域	道路の中心線から水平距離 50 メートル以内の地域（路面の高さから上へ 15 メートルまでの範囲内に限る。）
市道高速湾岸線（高速湾岸線・高速神奈川 5 号大黒線）	横浜市内の区域	道路の中心線から水平距離 50 メートル以内の地域（路面の高さから上へ 15 メートルまでの範囲内に限る。）
市道高速 1 号線（高速神奈川 2 号三ツ沢線）	横浜市内の区域	道路の中心線から水平距離 50 メートル以内の地域（路面の高さから上へ 15 メートルまでの範囲内に限る。）

市道高速2号線（高速神奈川3号狩場線）	横浜市内の区域	道路の中心線から水平距離 50メートル以内（路面の高さから上へ15メートルまでの範囲に限る。）
東海道新幹線	横浜市内の区域	鉄道の中心線から 500メートル以内
<p>適用の除外</p> <p>次のいずれかに該当するものは、条例第6条第1項第5号の規定を適用しない。</p> <p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による商業地域内に表示し、又は設置する広告物等</p> <p>(2) 自家用屋外広告物及び管理用屋外広告物（点滅装置及び映像装置（15秒以上静止した映像のみを表示するものを除く。）を使用しないものに限る。）</p> <p>(3) 表示面積が1平方メートル以下の広告物等（点滅装置及び映像装置（15秒以上静止した映像のみを表示するものを除く。）を使用しないものに限る。）</p> <p>(4) 当該路線から明らかに展望できないと市長が認める広告物等</p>		

3 条例第6条第1項第6号の規定により指定する地域

次に掲げる地域とする。ただし、自家用屋外広告物及び管理用屋外広告物（点滅装置及び映像装置（15秒以上静止した映像のみを表示するものを除く。）を使用しないものに限る。）を表示し、又は設置する場合は、この限りでない。

- (1) 河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受ける河川（新横浜公園の区域を除く。）
- (2) 金沢区海の公園、柴町の一部、寺前二丁目の一部及び福浦三丁目（別図のとおり）